

日本フライングサービス株式会社所属
富士重工式F A -200-160型 JA 3486
に関する航空事故報告書

昭和51年2月26日
航空事故調査委員会議決（空委調第12号）

委員長	岡田 實
委 員	山口 真弘
委 員	諏訪 勝義
委 員	上山 忠夫
委 員	八田 桂三

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

日本フライングサービス株式会社所属、富士重工式F A - 2 0 0 - 1 6 0 型 J A 3 4 8 6 は、昭和50年9月7日15時37分、茨城県稲敷郡河内村の大利根場外離着陸場において、操縦練習生の単独飛行による着陸後の方向転換に際し、滑走路から逸脱し、前脚がくぼみに落ち込み中破した。

本事故による人員の死傷はなかった。

1.2 航空事故調査の概要

昭和50年9月8日 現場調査

1.3 原因関係者からの意見聴取

昭和51年2月18日 意見聴取

078001

2 認定した事実

2.1 飛行の経過

J A 3 4 8 6は、昭和 5 0 年 9 月 7 日、大利根場外離着陸場において、操縦練習生と操縦教員が乗組み 1 4 時 4 1 分離陸して、3回の連続離着陸訓練を行った。その後、操縦練習生は単独飛行による 2 回の連続離着陸訓練を行った後、着陸のためフル・フラップで滑走路 0 7 の最終進入径路に進入した。以後、関係者の口述によれば、当該機は最終進入において高度がやや高目で、かつ、接地操作は高起しとなり、滑走路の中間点付近に接地した。着陸滑走後、滑走路末端において方向転換のため右旋回を行った際、旋回半径が大きくなつて滑走路から逸脱し、雑草の刈り込みがなされていない不整地域に進入した。その後、当該地域にあった直径約 1 メートル、深さ約 3 0 センチメートルのくぼみに前脚が落ち込み、プロペラが接地し先端が彎曲したのち停止した。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

死傷	とう乗者		その他
	乗組員	その他	
死亡	0	—	0
重傷	0	—	0
軽傷	0	—	0
なし	1	—	

2.3 航空機の損壊の程度

中破

2.4 航空機以外の物件の損壊

なし

078002

2.5 乗組員に関する情報

操縦練習生 昭和 22 年 1 月 31 日生
航空機操縦練習許可書 東第 1298 号
有効期限 昭和 51 年 3 月 10 日
総飛行時間 39 時間 20 分
同型式機での飛行時間 0 時間 40 分
事故前 30 日間の飛行時間 0 時間 52 分
操縦教員 昭和 6 年 1 月 1 日生
事業用操縦士技能証明書 第 2866 号
昭和 44 年 10 月 17 日取得
操縦教育証明 第 539 号
第 1 種航空身体検査証明書 第 12070 号
有効期間 昭和 50 年 2 月 26 日から昭和 51 年 2 月 25 日まで
総飛行時間 1,280 時間 00 分
同型式機での飛行時間 253 時間 24 分

2.6 航空機に関する情報

型 式 富士重工式 FA-200-160 型
製造番号 FA-200-57
製造年月日 昭和 44 年 9 月 24 日
耐空証明書番号 第東 49-555 号
有効期間 昭和 50 年 3 月 12 日から昭和 51 年 3 月 11 日まで
総飛行時間 2,550 時間 39 分

2.7 気象に関する情報

事故当時の気象は、現地の観測によれば次のとおりであった。
風向 70°、風速 8 ノット、気温 28°C、視程 10 キロメートル以上、天気晴

078003

2.8 航空機又はその部品の損壊に関する情報

プロペラ：接地により先端が彎曲

エンジン：プロペラ取付用フランジ部が変形

3 事実を認定した理由

3.1 解析

操縦練習生の口述によれば、接地点から滑走路末端までの距離は約290メートルであり、この距離は、当該機の性能表から十分停止できる距離であったものと推定される。

操縦練習生は、着陸接地後の減速のためのブレーキの使用が不十分であり、右側誘導路に入るための方向転換を速い速度で行ったため、旋回半径が大きくなり、滑走路末端から逸脱したものと推定される。

その後、操縦練習生は方向転換を継続して雑草の刈り込みがなされていない不整地域に進入したため、当該地域にあったくぼみに前脚が落ち込んだものと認められる。

4 結論

- (1) 操縦練習生は、有効な練習許可書を有していた。
- (2) JA3486は、有効な耐空証明を有し、かつ、整備されていた。
- (3) 操縦練習生は、着陸接地後のブレーキの使用が不十分であり、速い速度で方向転換を行ったため、滑走路末端から逸脱したものと推定される。
- (4) 操縦練習生は、滑走路からの逸脱後も方向転換を継続したため、雑草の刈り込みがなされていない不整地域のくぼみに前脚が落ち込み、プロペラ及びエンジンを損傷したものと認められる。

原因

本事故は、滑走路末端からの逸脱後も方向転換を継続したため、不整地域のくぼみに前脚が落ち込んだことによるもので、滑走路からの逸脱は、着陸接地後のブレーキの使用が不十分であったものと推定される。

078004